

無線局免許状のデジタル化について

令和7年10月1日、「無線局免許状」がデジタル化されました。従来は総務省から紙の免許状が交付され、これを備付ける必要がありました。デジタル化によりパソコンやタブレット上に電子免許状(免許記録)を閲覧・表示する方法となりました。

なお、既に手持ちの免許状については、10月1日の施行日以後、従来の免許状と同等の「免許事項証明書」とみなされるので、特段の手続きをおこなわなくても、引き続いて特定ラジオマイクを運用できます。

●デジタル化前は？

総務省から紙の免許状が交付。これを備付ける必要があった。

●デジタル化後は？

<完全デジタル化>

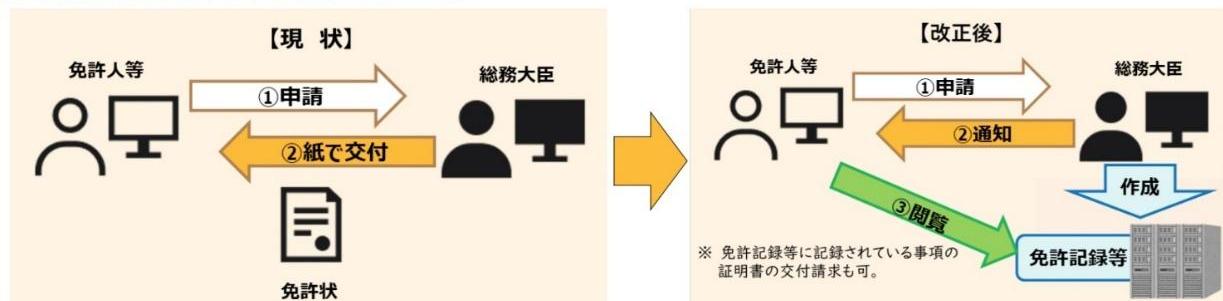
各会員にて「総務省電波利用電子申請」のアカウントを登録。マイページ上にて電子免許状(免許記録)が閲覧できるようになる。パソコンやタブレット上から電子免許状を表示できるほか、マイページ上からプリントアウト(A4サイズ)したものを備え付けても可。

<半デジタル化(特ラ機構へ免許申請依頼の場合)>

特ラ機構へ免許の代理申請を依頼した場合、当機構の「総務省電波利用電子申請」アカウントから会員の電子免許状(免許記録)を閲覧。電子免許状の“写し”をダウンロードして、そのデータ(PDFファイル)を当機構から会員へ送付する。会員は、電子免許状の写しのデータをパソコンやタブレット上から閲覧・表示する(写しをプリントアウトしたものの備え付けは不可)。

※新設・増設・再免許・変更のそれぞれの免許申請において、従来どおり、紙の証明書「免許事項証明書」の交付も希望できる(1枚当たり440円)。

【無線局の免許状等のデジタル化のイメージ】



総務省「無線局の免許状等のデジタル化等について」から転載

(例)アマチュア局以外の場合

※免許記録等を表示した際、別紙等がある場合は、それぞれのページが一覧性を確保して表示できればよいものとします。



総務省「無線局の免許状等のデジタル化等について」から転載

●手元にある免許状はどうなる？

既に手持ちの免許状については、10月1日の施行日以後、従来の免許状と同等の「免許事項証明書」とみなされるので、特段の手続きをおこなわなくても、引き続いて特定ラジオマイクを運用できる。

●デジタル化のメリットは？

1、従来(紙の免許状)に比べて運用開始までの期間が短くなる。

免許された後、紙の免許状の送付から到着までの時間を省くことができる。

2、従来(紙の免許状)に比べて免許申請の費用が安くなる。

現在の電子免許状の場合(総務省関係の費用のみ。電波利用料除く)

申請手数料 2,100 円 (1 局あたり)

従来の紙の免許状の場合(総務省関係の費用のみ。電波利用料除く)

申請手数料 2,550 円 (1 局あたり)

3、紙の免許状を保管する必要がない。

電子免許状を Web 上から閲覧・表示、もしくはダウンロードして備付けできればよいので、物理的な紙を保管する必要も紛失する心配もない。

●デジタル化のデメリットは？

1、「総務省電波利用電子申請」のアカウント登録が必要となる

アカウント登録には本人確認情報（「G ビズ ID」または「電子証明書」）が求め必要。

2、当機構へ免許申請を依頼する場合は「電子委任状」が必要となる

当機構へ免許申請を依頼する場合の委任状について、従来は紙に住所や社名等を記入するだけであったが、デジタル化後は「総務省電波利用電子申請」上にて、電子委任状を作成する必要がある。

3、「総務省電波利用電子申請」のアカウント管理が必須

「総務省電波利用電子申請」のアカウントについて、ID やパスワードなど、確実な管理や引き継ぎが必要となる。

●今後の当機構の免許申請対応はどうなる？

「総務省電波利用電子申請」のアカウント登録をした会員については、電子委任状にて完全デジタル化での免許申請をする。但し、すべての会員が直ちにアカウントを取得することは難しいと考えており、しばらくの間は、半デジタル化（紙による委任状と電子免許状の写しのデータ送付）での対応をおこなう。

なお、当機構が会員の電子免許状を閲覧できるのは免許されてから1か月間に限られることや総務省の施策としては免許人（会員）自らが電子免許状を閲覧・表示できるような完全デジタル化を目指していることから、会員の皆様には「総務省電波利用電子申請」のアカウントを登録していただけるようお願いしていきたいと考えている。

●免許申請から免許状の閲覧・表示までの流れ

<完全デジタル化>

会員 「総務省電波利用電子申請」のアカウントを取得

↓

会員 電子委任状を当機構へ送付

↓

特ラ機構 当機構にて免許申請

↓

総務省 総務省から免許の通知

↓

会員 「総務省電波利用電子申請」のマイページから電子免許状を閲覧・表示

<半デジタル化>

会員 紙の委任状を当機構へ送付

↓

特ラ機構 当機構にて免許申請

↓

総務省 総務省から免許の通知

↓

特ラ機構 「総務省電波利用電子申請」のマイページから電子免許状の写しをダウンロード

↓

特ラ機構 電子免許状の写しのデータ(PDF)を会員へ送付

↓

会員 電子免許状の写しのデータを閲覧・表示

○ 参考 Web サイト

総務省電波利用ポータル「免許状等のデジタル化」

<https://www.tele.soumu.go.jp/j/proc/diglic/index.htm>

「総務省電波利用電子申請」

<https://www.denpa.soumu.go.jp/>

○ 本件に関するお問い合わせ

特定ラジオマイク運用調整機構 事務局 免許担当 電話 03-5273-9806